

令和8年度水質検査計画



第二浄水場

武蔵野市水道部

水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するため水質検査項目、検査頻度等を定めたものです。

水質検査の適正化や透明化を図るために、水道法施行規則第 15 条第 6 項で「水道事業者は毎事業年度開始前に水質検査計画を策定すること」と規定されています。

水質検査計画の内容

- 1 **水質検査計画の基本方針(P.3)**
.....水質検査計画策定の基本方針について
- 2 **水道事業の概要(P.4)**
.....武蔵野市水道事業の水源、施設、浄水方法の概要など
- 3 **原水、浄水の水質状況及び水質管理上の留意点(P.6)**
.....水質管理上注意を要する事項について
- 4 **定期の水質検査項目、採水場所及び検査回数(P.6)**
.....検査を行う項目、場所、頻度、委託検査項目など
- 5 **臨時の水質検査(P.13)**
.....臨時の水質検査を行う場合の要件、項目について
- 6 **水質検査結果の評価(P.13)**
.....検査結果が水質基準値を超えた場合について
- 7 **水質検査計画の見直しと公表(P.13)**
.....水質検査計画の見直し、公表について
- 8 **水質検査の精度及び信頼性保証(P.13)**
.....水質検査の方法や精度、信頼性の確保について
- 9 **関係者との連携(P.13)**
.....水質事故発生時に連携をとる関係諸機関について

1 水質検査計画の基本方針

- 1) **検査地点**は、水質基準の適否が判断される市内給水栓のほか、水源や浄水場内給水栓も加えることとします。
- 2) **検査項目**は、水道法により検査が義務付けられている水質基準項目（表1参照）と毎日検査の項目（残留塩素、色、濁り）のほか、水質管理目標設定項目（別表1（p.14）参照）、要検討項目（別表2（p.14）参照）、原虫類にかかわる項目（別表3（p.15）参照）及び放射性物質（別表4（p.15）参照）とします。
- 3) **検査頻度**は、
 - ⇒**市内給水栓**では、色、濁り、残留塩素の検査（水道法施行規則第15条第1項第1号イ）は、1日1回行います。また、一般細菌、大腸菌、有機物、pH値などの毎月検査が義務付けられている項目（水道法施行規則第15条第1項第3号イ）は月1回行います。市内給水栓からの水が常時水質基準を十分に満足して良好な状態を維持しているため年1回以上あるいは3年に1回以上に検査頻度を減らすことができる項目についても、水質の安全確認のため3か月に1回、検査を行うこととします。また、水質管理目標設定項目については、水質の状況把握のため年1回検査を行います。
 - ⇒**浄水場内給水栓**では、浄水処理過程の水質変化を把握するため色、濁り、残留塩素について1日1回検査を行い、浄水場出口における濁り、残留塩素については計器による常時監視を行います。水質基準項目については、市内給水栓の場合と同様の理由により3か月に1回以上検査を行うこととします。また、要検討項目については水質の状況把握のため年1回（ただし要検討PFAS（参考表4（p.12）注2）参照）については市内給水栓でも年4回実施）、原虫類等の項目については年4回以上（水源は年1回）（参考表5（p.12）参照）、放射性物質については月1回、検査を行います。

表1 水質基準項目(令和8年4月1日改正)

区分	No.	基準項目	基準値	区分	No.	基準項目	基準値
健康に関する項目	1	一般細菌	100 個/ml以下	水道水が有すべき性状に関する項目	27	臭素酸	0.01 mg/l以下
	2	大腸菌	不検出		28	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下
	3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下		29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下
	4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下		30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下
	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下		31	ブロモホルム	0.09 mg/l以下
	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下		32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下		33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下
	8	六価クロム化合物	0.02 mg/l以下		34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下
	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l以下		35	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下		36	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下		37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下
	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下		38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下
	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下		39	塩化物イオン	200 mg/l以下
	14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下		40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下
	15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下		41	蒸発残留物	500 mg/l以下
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	
	17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	43	ジオスミン	0.00001 mg/l以下	
	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	44	2-メチルボルネオール	0.00001 mg/l以下	
	19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下	45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	
	20	PFOS 及び PFOA	0.00005 mg/l以下	46	フェノール類	0.005 mg/l以下	
	21	ベンゼン	0.01 mg/l以下	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/l以下	
	22	塩素酸	0.6 mg/l以下	48	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	
	23	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	49	味	異常でない	
	24	クロロホルム	0.06 mg/l以下	50	臭気	異常でない	
	25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下	51	色度	5 度以下	
	26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	52	濁度	2 度以下	

2 水道事業の概要

武蔵野市の水道水は、市内27箇所の水源井戸（深さ約250m）から汲み上げた地下水と、東京都水道局の分水（都水）を混ぜ合わせて、市内全域に配水しています（表2）。

表2 給水状況と水源

事 項	内 容
給 水 区 域	武蔵野市内全域
計 画 給 水 人 口	151,000 人
給 水 人 口 (令和7年3月末)	148,285 人
普 及 率 (令和7年3月末)	100%
計 画 一 日 最 大 給 水 量	67,500 m ³
一 日 最 大 給 水 量 (令和6年12月15日)	48,250 m ³
一 日 平 均 給 水 量 (令和6年度)	44,878 m ³
水 源	水源井戸27本・分水（都水）

※給水状況は、令和6年度実績値

武蔵野市には「第一浄水場」と「第二浄水場」の二つの浄水場があり、概ね市の中心を南北に通る中央通りを境に、東部を第一浄水場、西部を第二浄水場からの配水でまかなっていることから、東部の給水区域は「第一給水区」、西部を「第二給水区」と呼んでいます（表3、図6（p.6））。

浄水方法は、第一浄水場、第二浄水場ともに同じ方法を採用しています。水源（図1（p.5））から汲み上げた地下水を浄水場に集め（図2（p.5））、沈砂、塩素（次亜塩素酸ナトリウム）消毒後、除鉄・除マンガンろ過装置（図3（p.5））を通し、配水池（図4（p.5））というコンクリート製のタンク内で分水（都水）と混合して、それを配水ポンプ（図5（p.5））で市内に送り出す方法です。

表3 浄水施設の概要

給水区名	浄水場名	水源名	水源種別	浄水場内の水の流れ
第一給水区	第一浄水場	第1,2,3,4,5,6,13,14,15, 16,17,18,19,26,29 水源 (水源は番号で呼称。 小計15本。)	地下水	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水 ①沈砂の後、塩素（次亜塩素酸ナトリウム）消毒 ②除鉄・除マンガンろ過装置
		分水（都水）	浄水	
第二給水区	第二浄水場	第7,8,9,10,12,20,21,22, 23,24,27,28 水源 (水源は番号で呼称。 小計12本。)	地下水	<ul style="list-style-type: none"> ③配水池で分水（都水）と混合 ・分水（都水） ①配水池で処理後の地下水と混合
		分水（都水）	浄水	



図1 水源 (外観)



図2 浄水場に集まる地下水



図3 除鉄・除マンガンろ過装置



図4 配水池 (外観)



図5 配水ポンプ

3 原水、浄水の水質状況及び水質管理上の留意点

原水から浄水場内給水栓及び市内給水栓の浄水に至るまでの水質の状況および水質管理上で注意を要する物質について説明します。ここで言う原水とは浄水場で処理する前の地下水を指し、浄水とは浄水場で処理した後の水道水を指しています。

原水の地下水の水質は良好ですが、留意しなければならないのは地下水を汚染する人為的な物質と自然界由来の物質です(表4)。

表4 将来留意しなければならない物質

人為的な物質 (13項目)	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類
自然界由来の物質 (3項目)	マンガン及びその化合物、鉄及びその化合物、ヒ素及びその化合物

4 定期的水質検査項目、採水場所及び検査回数

採水場所は、図6に示す第一浄水場及び第二浄水場等で、試料の採取者は教育・訓練を受けた者、もしくは、水道法に則り国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けたものに委託した受託者とし、採取した試料は速やかに分析もしくは、検査機関に運搬し、環境省告示で定める検査方法の期限内に検査を開始します。

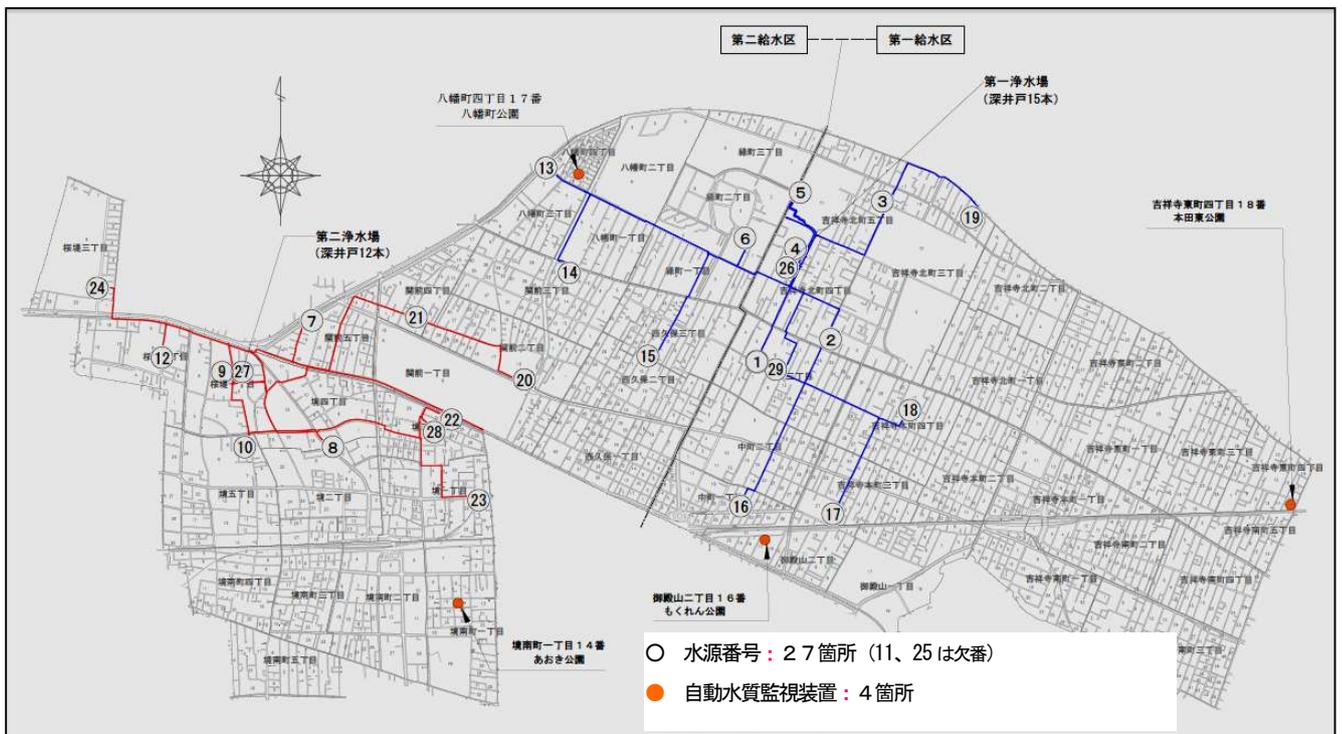


図6 採水場所と給水区

水道水に対して計画的に行う定期的水質検査には、毎日行う色、濁り及び消毒の残留効果に関する検査（残留塩素）と、間隔をあけて行う水質基準項目（表1(p.3)）に関する検査の2通りがあり、法令上検査が義務づけられているものです。定期的水質検査で対象とすべき項目や検査を省略する場合の条件、採水の場所、検査の頻度等については、水道法施行規則第15条第1項に規定されています。

表5、表6(p.8)は、その規定に則り、武蔵野市の水道水について策定したものです。

参考表1、参考表2(p.9)、参考表3(p.10)、表7(p.11)、表8(p.11)及び参考表4(p.12)、参考表5(p.12)には、法令上検査は義務づけられていないものの水質状況の把握・確認のため本市独自に行う水質検査・監視、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に則った検査及び放射性物質の検査を掲げました。

参考表1は、浄水場内で行う毎日検査、監視についての計画です。

参考表2(p.9)は、浄水場内で行う水質基準項目検査についての計画です。

参考表3(p.10)は、各水源及びそれらを浄水場内で4系統に統合した原水の水質検査についての計画です。

表7(p.11)は、「水質管理目標設定項目」についての水質検査計画です。水質管理目標設定項目は、水質基準項目（表1(p.3)）を補完する項目として定められています（別表1(p.14)）。これは、今のところ水質基準とする必要はない又は毒性評価の観点から水質基準とすることが見送られたもののうち一般環境中で検出されている項目や使用量が多く今後、水道水中でも検出される可能性がある項目などについて、水質管理上留意すべきとして関係者の注意を喚起するために環境省によって設定されたものです。（一部、基準項目と重複する項目がありますが、その目標値は基準値より厳しいものになっています。）水質管理目標設定項目についても、本市では独自に年一回検査を行う計画です。

表8(p.11)は、放射性物質の検査についての計画です。

参考表4(p.12)は、「要検討項目」についての計画です。要検討項目は法律上、検査は義務づけられてはいませんが、毒性評価が定まっていない、或いは水道水中の検出実態が明らかでないなどの理由で水質基準項目や水質管理目標設定項目に分類できなかった項目で、今後必要な情報・知見の収集に努めていくべき項目です。要検討項目は46項目ありますが、検査項目については、実情に合わせて各水道事業体の判断で取捨選択することができます。武蔵野市では、参考表4(p.12)に掲げた46項目全てを検査しています（要検討PFASについては水質の状況把握のため市内給水栓で年4回実施）。

参考表5(p.12)は、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に則り、下痢症等の病原性を有する原虫類である「クリプトスポリジウム」、「ジアルジア」及びこれら原虫の代替指標である「嫌気性芽胞菌」等についての計画です（別表3(p.15)）。

表5 毎日行う市内給水栓の水質検査
(法令により義務づけられている検査)

採水場所 項目	市内給水栓 各給水区で1箇所以上 (計2箇所以上)
色	●
濁り	●
残留塩素	●
備考	自動水質監視装置

参考表1 本市独自に行う毎日検査・監視

採水場所 項目	浄水場内給水栓 各浄水場5箇所 (計10箇所)	浄水場出口計測点 各浄水場1箇所 (計2箇所)
色	●	
濁り	●	●
残留塩素	●	●
備考	手分析	自動水質監視装置

凡例 ●：武蔵野市水道部で検査することを示す（以下同じ）。

○：外部の検査機関に委託して検査することを示す（以下同じ）。

表6 市内給水栓の水質基準項目水質検査 (法令により義務付けられている検査)

検査の種別		水質基準適否判断	
採水場所		市内給水栓 各給水区1箇所 (計2箇所)	
項目	検査頻度(注1)	一箇月一回	三箇月一回
		1	一般細菌
2	大腸菌	○	○
3	カドミウム及びその化合物		○
4	水銀及びその化合物		○
5	セレン及びその化合物		○
6	鉛及びその化合物		○
7	ヒ素及びその化合物		○
8	六価クロム化合物		○
9	亜硝酸態窒素		○
10	アミン化合物イオン及び塩化アン		○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○
12	フッ素及びその化合物		○
13	ホウ素及びその化合物		○
14	四塩化炭素		○
15	1,4-ジオキサン		○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		○
17	ジクロロメタン		○
18	テトラクロロエチレン		○
19	トリクロロエチレン		○
20	PFOS 及び PFOA		○
21	ベンゼン		○
22	塩素酸		○
23	クロロ酢酸		○
24	クロロホルム		○
25	ジクロロ酢酸		○
26	ジブロモクロロメタン		○
27	臭素酸		○
28	総トリハロメタン		○
29	トリクロロ酢酸		○
30	ブロモジクロロメタン		○
31	ブロモホルム		○
32	ホルムアルデヒド		○

検査の種別		水質基準適否判断	
採水場所		市内給水栓 各給水区1箇所 (計2箇所)	
項目	検査頻度(注1)	一箇月一回	三箇月一回
		33	亜鉛及びその化合物
34	アルミニウム及びその化合物		○
35	鉄及びその化合物		○
36	銅及びその化合物		○
37	ナトリウム及びその化合物		○
38	マンガン及びその化合物		○
39	塩化物イオン	○	○
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○
41	蒸発残留物		○
42	陰イオン界面活性剤		○
43	ジェオスミン	○	○
44	2-メチルイソボルネオール	○	○
45	非イオン界面活性剤		○
46	フェノール類		○
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○
48	pH値	○	○
49	味	○	○
50	臭気	○	○
51	色度	○	○
52	濁度	○	○

(注1) 同一採水地点において、「三箇月一回」検査を行った月は、「一箇月一回」検査は行わない。

健康に関する項目

水道水が有すべき性状に関する項目

参考表2 浄水場内給水栓での水質基準項目水質検査（本市独自に行う検査）

検査の種類別		水質基準 適否判断	
採水場所		浄水場内給水栓 浄水用各1箇所 都水用各1箇所 (計4箇所)	
項目	検査頻度(注1)	一箇月一回	三箇月一回
		1	一般細菌
2	大腸菌	○	○
3	カドミウム及びその化合物		○
4	水銀及びその化合物		○
5	セレン及びその化合物		○
6	鉛及びその化合物		○
7	ヒ素及びその化合物		○
8	六価クロム化合物		○
9	亜硝酸態窒素	○	○
10	アン化合物イオン及び塩化アン		○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○
12	フッ素及びその化合物	○	○
13	ホウ素及びその化合物		○
14	四塩化炭素		○
15	1,4-ジオキサン		○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		○
17	ジクロロメタン		○
18	テトラクロロエチレン		○
19	トリクロロエチレン		○
20	PFOS 及び PFOA		○
21	ベンゼン		○
22	塩素酸		○
23	クロロ酢酸		○
24	クロロホルム		○
25	ジクロロ酢酸		○
26	ジブロモクロロメタン		○
27	臭素酸		○
28	総トリハロメタン		○
29	トリクロロ酢酸		○
30	ブロモジクロロメタン		○
31	ブロモホルム		○
32	ホルムアルデヒド		○
33	亜鉛及びその化合物		○
34	アルミニウム及びその化合物		○
35	鉄及びその化合物	○	○
36	銅及びその化合物		○
37	ナトリウム及びその化合物		○
38	マンガン及びその化合物	○	○
39	塩化物イオン	○	○
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○
41	蒸発残留物		○
42	陰イオン界面活性剤		○
43	ジェオスミン	○	○
44	2-メチルイソボルネオール	○	○
45	非イオン界面活性剤		○
46	フェノール類		○
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○
48	pH値	○	○
49	味	○	○
50	臭気	○	○
51	色度	○	○
52	濁度	○	○

健康に関する項目

(注1) 同一採水地点において、「三箇月一回」検査を行った月は、「一箇月一回」検査は行わない。

参考表3 原水の水質検査（本市独自に行う検査）

検査の種別		状況把握		
採水場所		集合同原水採水点 各水源の水を 浄水場内で4系 統に統合した原 水の採水点 (計4箇所)		水源井 (計27 箇所)
項目	検査頻度(注1)	一 箇 月 一 回	三 箇 月 一 回	一 年 一 回
		1	一般細菌	○
2	大腸菌	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物		○	○
4	水銀及びその化合物		○	○
5	セレン及びその化合物		○	○
6	鉛及びその化合物		○	○
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○
8	六価クロム化合物		○	○
9	亜硝酸態窒素	○	○	○
10	シアン化合物体及び塩化シアン		○	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○
12	フッ素及びその化合物	○	○	○
13	ホウ素及びその化合物		○	○
14	四塩化炭素		○	○
15	1,4-ジオキサン		○	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		○	○
17	ジクロロメタン		○	○
18	テトラクロロエチレン		○	○
19	トリクロロエチレン		○	○
20	PFOS 及び PFOA			○
21	ベンゼン		○	○
22	塩素酸	(注2)		
23	クロロ酢酸			
24	クロロホルム			
25	ジクロロ酢酸			
26	ジブロモクロロメタン			
27	臭素酸			
28	総トリハロメタン			
29	トリクロロ酢酸			
30	ブロモジクロロメタン			
31	ブロモホルム			
32	ホルムアルデヒド			

健康に関する項目

検査の種別		状況把握		
採水場所		集合同原水採水点 各水源の水を 浄水場内で4系 統に統合した原 水の採水点 (計4箇所)		水源井 (計27 箇所)
項目	検査頻度(注1)	一 箇 月 一 回	三 箇 月 一 回	一 年 一 回
		33	亜鉛及びその化合物	
34	アルミニウム及びその化合物		○	○
35	鉄及びその化合物	○	○	○
36	銅及びその化合物		○	○
37	ナトリウム及びその化合物		○	○
38	マンガン及びその化合物	○	○	○
39	塩化物イオン	○	○	○
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○	○
41	蒸発残留物		○	○
42	陰イオン界面活性剤		○	○
43	ジェオスミン		○	○
44	2-メチルイソボルネオール		○	○
45	非イオン界面活性剤		○	○
46	フェノール類		○	○
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○
48	pH値	○	○	○
49	味 (注3)			
50	臭気	○	○	○
51	色度	○	○	○
52	濁度	○	○	○

(注1) 同一採水地点において、「一年一回」検査を行った月は、「三箇月一回」検査及び「一箇月一回」検査は行わない。また、「三箇月一回」検査を行った月は、「一箇月一回」検査は行わない。

(注2) 塩素消毒後に副次的に生成される物質(消毒副生成物)の為、原水では検査省略。ただし、「シアン化合物体及び塩化シアン」については工場排水などの影響を監視する意味で省略しない。

(注3) 検査員の健康リスク回避の為、原水では検査省略。

表7 水質管理目標設定項目の水質検査（水質基準項目に準ずる項目として行う検査）

検査の種別		状況把握
採水場所		市内給水栓 各給水区1箇所 (計2箇所)
検査頻度		1年1回
項目		
1	アンチモン及びその化合物	○
2	ウラン及びその化合物	○
3	ニッケル及びその化合物	○
4	1,2-ジクロロエタン	○
5	1,1-ジクロロエチレン	○
6	トルエン	○
7	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○
8	亜塩素酸	○
9	二酸化塩素	注1)
10	ジクロロアセトニトリル	○
11	抱水クロラール	○
12	農薬類	○注2)
13	残留塩素	○
14	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	○
15	マンガン及びその化合物	○

検査の種別		状況把握
採水場所		市内給水栓 各給水区1箇所 (計2箇所)
検査頻度		1年1回
項目		
16	遊離炭酸	○
17	1,1,1-トリクロロエタン	○
18	メチル-tert-ブチルエーテル	○
19	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	○
20	臭気強度（TON）	○
21	蒸発残留物	○
22	濁度	○
23	pH値	○
24	腐食性（ランゲリア指数）	○
25	従属栄養細菌	○
26	アルミニウム及びその化合物	○
27	（空白）	

注1) 武蔵野市の水道水は、次亜塩素酸消毒のため、二酸化塩素の検査は省略。

注2) 検査対象の詳細については別表5. 農薬類のリスト(p. 15) 参照。

表8 放射性物質の水質検査

採水場所	浄水場内給水栓	集合原水採水点
	浄水場各1箇所 (計2箇所)	水源の地下水を各浄水場内で 一カ所に集めた原水の採水点 (計2箇所)
検査頻度	1箇月1回	
項目		
セシウム134		○
セシウム137		○

参考表4 要検討項目の水質検査（本市独自に行う検査）

検査の種類：情報の収集					
採水場所		浄水場内給水栓 〔浄水場各1箇所 (計2箇所)〕	採水場所		浄水場内給水栓 〔浄水場各1箇所 (計2箇所)〕
項目	検査頻度	1年1回	項目	検査頻度	1年1回
1	銀及びその化合物	○	25	フタル酸ブチルベンジル	○
2	バリウム及びその化合物	○	26	ミクロキスチン-LR	○
3	ビスマス及びその化合物	○	27	有機すず化合物	○
4	モリブデン及びその化合物	○	28	ブロモクロロ酢酸	○
5	アクリルアミド	○	29	ブロモジクロロ酢酸	○
6	アクリル酸	○	30	ジブロモクロロ酢酸	○
7	17-β-エストラジオール	○	31	ブロモ酢酸	○
8	エチニル-エストラジオール	○	32	ジブロモ酢酸	○
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	○	33	トリブロモ酢酸	○
10	エピクロロヒドリン	○	34	トリクロロアセトニトリル	○
11	塩化ビニル	○	35	ブロモクロロアセトニトリル	○
12	酢酸ビニル	○	36	ジブロモアセトニトリル	○
13	2,4-トルエンジアミン	○	37	アセトアルデヒド	○
14	2,6-トルエンジアミン	○	38	MX	○
15	N,N-ジメチルアニリン	○	39	キシレン	○
16	スチレン	○	40	過塩素酸	○
17	ダイオキシン類 注1)	○	41	N-ニトロジメチルアミン(NDMA)	○
18	トリエチレンテトラミン	○	42	アニリン	○
19	ノニルフェノール	○	43	キノリン	○
20	ビスフェノールA	○	44	1,2,3-トリクロロベンゼン	○
21	ヒドラジン	○	45	ニトリロ三酢酸(NTA)	○
22	1,2-ブタジエン	○	46	要検討PFAS 注2)	○注3)
23	1,3-ブタジエン	○			
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	○			

注1) コプラナーPCBを含む。pglは1兆分の1グラム。TEQは毒性等量。

注2) ペルフルオロブタンスルホン酸(PFBS)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)、ペルフルオロブタン酸(PFBA)、ペルフルオロペンタン酸(PFPeA)、ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)、ペルフルオロヘプタン酸(PFHpA)、ペルフルオロノナン酸(PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸(HFPO-DA)の8物質

注3) 水質の状況把握のため市内給水栓についても年4回実施

参考表5 原虫類等の水質検査（「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に則り行う検査）

検査の種類別		状況把握		
採水場所		集合原水採水点 各水源の地下水を浄水場内で4系統（2系統×2浄水場）に 統合した原水の採水点 (計4箇所)	各水源 (計27箇所)	
項目	検査頻度	1箇所1回	3箇所1回	1年1回
原虫類等	1	クリプトスポリジウム	○	
	2	ジアルジア	○	
	3	嫌気性芽胞菌	○	○
	4	大腸菌	○	○

5 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水道水を対象に右のような場合に行います。

このような場合における水質検査項目は水質基準項目を対象としますが、検査の必要がないことが明らかであると認められる項目は省略することがあります。

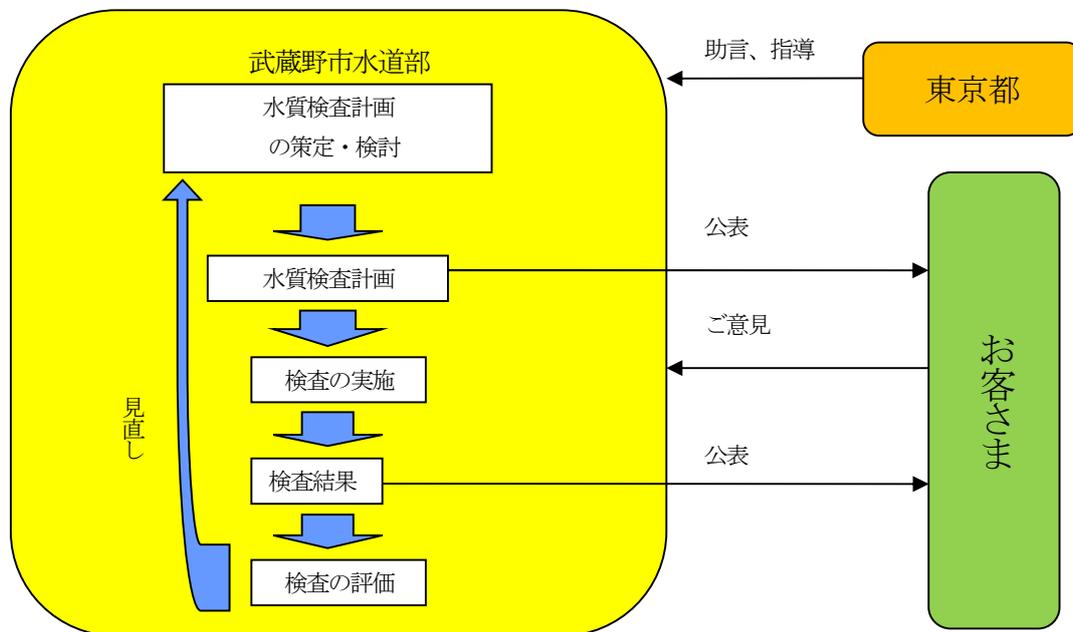
- イ 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ロ 水源に異常があったとき。
- ハ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ニ 浄水過程に異常があったとき。
- ホ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ヘ その他特に必要があると認められるとき

6 水質検査結果の評価

水道水の水質検査結果が水質基準値を超えていることが明らかになった場合は、直ちに原因究明を行い、当該項目の低減化対策や必要に応じて給水の緊急停止措置・広報などの対策を講じます。

7 水質検査計画の見直しと公表

水質検査計画は毎年度の開始前に作成し、水道部事務所で閲覧できるほか市のホームページに掲載します。主な水質検査結果は、水道事業年報や市のホームページに掲載します。



水質検査計画策定の概念図

8 水質検査の精度及び信頼性保証

1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の10分の1の定量下限値が得られ、この値の変動係数（同一サンプルを複数回測定した時の測定値のブレを示す指標）が環境省通知で示す値以下になる能力を有する検査機関で検査します。

2) 委託した検査の実施状況の確認と信頼性の保証

委託する検査機関には、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関を選定します。委託した検査については、日報類の提出を求める等により実施状況を確認します。また、検査結果算出過程に作成した資料の提出を求めること等によって信頼性の確保を図ります。

9 関係者との連携

水質事故が発生した場合は、本市市長部局、国土交通省、環境省、東京都多摩府中保健所、東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課水道技術担当、東京都健康安全研究センター、委託検査機関（国土交通省及び環境省登録検査機関）等と連携して水質検査をはじめとした対応にあたります。

別表 1 水質管理目標設定項目

項目	目標値
1 アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/ℓ 以下
2 ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/ℓ 以下(暫定)
3 ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/ℓ
4 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下
5 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下
6 トルエン	0.4mg/ℓ 以下
7 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/ℓ 以下
8 亜塩素酸	0.6mg/ℓ 以下
9 二酸化塩素	0.6mg/ℓ 以下
10 ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ 以下(暫定)
11 抱水クロラル	0.02mg/ℓ 以下(暫定)
12 農薬類 (別表 5 (p.15)参照)	検出値と目標値の比の和として、1 以下
13 残留塩素	1mg/ℓ 以下
14 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ℓ以上 100mg/ℓ以下
15 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/ℓ 以下
16 遊離炭酸	20mg/ℓ 以下
17 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ 以下
18 メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ 以下
19 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/ℓ 以下
20 臭気強度(TON)	3以下
21 蒸発残留物	30mg/ℓ 以上 200mg/ℓ 以下
22 濁度	1 度以下
23 pH値	7.5程度
24 腐食性(ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力0 に近づける
25 従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2000以下(暫定)
26 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/ℓ 以下
27 (空白)	(空白)

別表 2 要検討項目

項目	目標値	項目	目標値
1 銀及びその化合物	—	25 フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/ℓ 以下
2 バリウム及びその化合物	0.7mg/ℓ 以下	26 ミクロキスチン-LR	0.0008mg/ℓ 以下(暫定)
3 ビスマス及びその化合物	—	27 有機すず化合物	0.0006mg/ℓ 以下(暫定)
4 モリブデン及びその化合物	0.07mg/ℓ 以下	28 ブロモクロロ酢酸	—
5 アクリルアミド	0.0005mg/ℓ 以下	29 ブロモジクロロ酢酸	—
6 アクリル酸	—	30 ジブロモクロロ酢酸	—
7 17-β-エストラジオール	0.00008mg/ℓ 以下(暫定)	31 ブロモ酢酸	—
8 エチニル-エストラジオール	0.00002mg/ℓ 以下(暫定)	32 ジブロモ酢酸	—
9 エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5mg/ℓ 以下	33 トリブロモ酢酸	—
10 エピクロロヒドリン	0.0004mg/ℓ 以下(暫定)	34 トリクロロアセトニトリル	—
11 塩化ビニル	0.002mg/ℓ 以下	35 ブロモクロロアセトニトリル	—
12 酢酸ビニル	—	36 ジブロモアセトニトリル	0.06mg/ℓ 以下
13 2,4-トルエンジアミン	—	37 アセトアルデヒド	—
14 2,6-トルエンジアミン	—	38 MX	0.001mg/ℓ 以下
15 N,N-ジメチルアニリン	—	39 キシレン	0.4mg/ℓ 以下
16 スチレン	0.02mg/ℓ 以下	40 過塩素酸	0.025 mg/ℓ 以下
17 ダイオキシン類 注1)	1pg-TEQ/ℓ 以下(暫定)	41 N-ニトロジメチルアミン(NDMA)	0.0001 mg/ℓ 以下
18 トリエチレンテトラミン	—	42 アニリン	0.02 mg/ℓ 以下
19 ノニルフェノール	0.3mg/ℓ 以下(暫定)	43 キノリン	0.0001 mg/ℓ 以下
20 ビスフェノールA	0.1mg/ℓ 以下(暫定)	44 1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02 mg/ℓ 以下
21 ヒドラジン	—	45 ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2 mg/ℓ 以下
22 1,2-ブタジエン	—	46 要検討 PFAS 注2)	—
23 1,3-ブタジエン	—		
24 フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01mg/ℓ 以下		

注1) コプラナー-PCBを含む。pgは1兆分の1グラム。TEQは毒性等量。

注2) ペルフルオロブタンスルホン酸(PFBS)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)、ペルフルオロブタン酸(PFBA)、ペルフルオロペンタン酸(PFPeA)、ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)、ペルフルオロヘプタン酸(PFHpA)、ペルフルオロノナン酸(PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸(HFPO-DA)の8物質

別表3 原虫類にかかわる項目

項目	水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針等
1	クリプトスポリジウム
2	ジアルジア
3	嫌気性芽胞菌
4	大腸菌

別表4 放射性物質

項目	水道水中の目標値
1	セシウム134
2	セシウム137

合計で 10Bq/kg 以下

別表5 農薬類のリスト

No.	農薬名	用途	目標値(mg/L)	No.	農薬名	用途	目標値(mg/L)
1	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)	殺虫剤	0.05 mg/ℓ以下	59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08 mg/ℓ以下
2	2, 2-DPA(ダラボン)	除草剤	0.08 mg/ℓ以下	60	チオフェネートメチル	殺虫剤、殺菌剤	0.3 mg/ℓ以下
3	2, 4-D(2, 4-PA)	除草剤	0.02 mg/ℓ以下	61	チオベンカルブ	除草剤	0.02 mg/ℓ以下
4	EPN	殺虫剤	0.004 mg/ℓ以下	62	テフリルトリオン	除草剤	0.002 mg/ℓ以下
5	MCPA	除草剤	0.005 mg/ℓ以下	63	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	0.02 mg/ℓ以下
6	アシュラム	除草剤	0.9 mg/ℓ以下	64	トリクロピル	除草剤	0.006 mg/ℓ以下
7	アセフェート	殺虫剤、殺菌剤	0.006 mg/ℓ以下	65	トリクロロホン(DEP)	殺虫剤	0.005 mg/ℓ以下
8	アトラジン	除草剤	0.01 mg/ℓ以下	66	トリシクランゾール	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	0.1 mg/ℓ以下
9	アニロホス	除草剤	0.003 mg/ℓ以下	67	トリフルラリン	除草剤	0.06 mg/ℓ以下
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006 mg/ℓ以下	68	ナプロバミド	除草剤	0.03 mg/ℓ以下
11	アラクロール	除草剤	0.03 mg/ℓ以下	69	バラコート	除草剤	0.01 mg/ℓ以下
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.005 mg/ℓ以下	70	ピペロホス	除草剤	0.0009 mg/ℓ以下
13	イソフェンホス	殺菌剤	0.001 mg/ℓ以下	71	ピラクロニル	除草剤	0.01 mg/ℓ以下
14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	0.01 mg/ℓ以下	72	ピラジキシフェン	除草剤	0.004 mg/ℓ以下
15	イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤、殺菌剤	0.3 mg/ℓ以下	73	ピラグリネート(ピラグリート)	除草剤	0.02 mg/ℓ以下
16	イブフェンカルバジン	除草剤	0.002 mg/ℓ以下	74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002 mg/ℓ以下
17	イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	0.09 mg/ℓ以下	75	ピリプチカルブ	除草剤	0.02 mg/ℓ以下
18	イミノクタジン	殺虫剤、殺菌剤	0.006 mg/ℓ以下	76	ピロキロン	殺虫剤、殺菌剤	0.05 mg/ℓ以下
19	インダノファン	除草剤	0.009 mg/ℓ以下	77	フィプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.0005 mg/ℓ以下
20	エスプロカルブ	除草剤	0.03 mg/ℓ以下	78	フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	0.01 mg/ℓ以下
21	エトフェンプロックス	殺虫剤、殺菌剤	0.08 mg/ℓ以下	79	フェノプロカルブ(BPMC)	殺虫剤、殺菌剤	0.03 mg/ℓ以下
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	殺虫剤	0.01 mg/ℓ以下	80	フェリムゾン	殺虫剤、殺菌剤	0.05 mg/ℓ以下
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02 mg/ℓ以下	81	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	0.006 mg/ℓ以下
24	オキシニル(有機銅)	殺菌剤	0.03 mg/ℓ以下	82	フェントエート(PAP)	殺虫剤、殺菌剤	0.007 mg/ℓ以下
25	オリサストロビン	殺虫剤、殺菌剤	0.1 mg/ℓ以下	83	フェントラザミド	除草剤	0.01 mg/ℓ以下
26	カズサホス	殺虫剤	0.0006 mg/ℓ以下	84	フサライド	殺虫剤、殺菌剤	0.1 mg/ℓ以下
27	カフェンストロール	殺虫剤、除草剤	0.008 mg/ℓ以下	85	ブタクロール	除草剤	0.03 mg/ℓ以下
28	カルタップ	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	0.08 mg/ℓ以下	86	ブタミホス	除草剤	0.02 mg/ℓ以下
29	カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.02 mg/ℓ以下	87	ブプロフェジン	殺虫剤、殺菌剤	0.02 mg/ℓ以下
30	カルボフラン	代謝物	0.0003 mg/ℓ以下	88	フルアジナム	殺菌剤	0.03 mg/ℓ以下
31	キノクラミン(ACN)	除草剤	0.005 mg/ℓ以下	89	プレチラクロール	除草剤	0.05 mg/ℓ以下
32	キャプタン	殺菌剤	0.3 mg/ℓ以下	90	プロシミドン	殺菌剤	0.09 mg/ℓ以下
33	クミロン	除草剤	0.03 mg/ℓ以下	91	プロチオホス(プロチオホスオキソン体も測定し合算)	殺虫剤	0.007 mg/ℓ以下
34	グリホサート	除草剤	2 mg/ℓ以下	92	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05 mg/ℓ以下
35	グリホシネート	除草剤、植物成長調整剤	0.02 mg/ℓ以下	93	プロピザミド	除草剤	0.05 mg/ℓ以下
36	クロメプロップ	除草剤	0.02 mg/ℓ以下	94	プロベナゾール	殺虫剤、殺菌剤	0.03 mg/ℓ以下
37	クロルニトロフェン(CNP)	除草剤	0.0001 mg/ℓ以下	95	プロモブチド	殺虫剤、除草剤	0.1 mg/ℓ以下
38	クロルピリホス	殺虫剤	0.003 mg/ℓ以下	96	ベノミル	殺菌剤	0.02 mg/ℓ以下
39	クロロタロニル(TPN)	殺虫剤、殺菌剤	0.05 mg/ℓ以下	97	ベンシクロン	殺虫剤、殺菌剤	0.1 mg/ℓ以下
40	シアナジン	除草剤	0.001 mg/ℓ以下	98	ベンゾビスクロン	除草剤	0.09 mg/ℓ以下
41	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	0.003 mg/ℓ以下	99	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005 mg/ℓ以下
42	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02 mg/ℓ以下	100	ペンタゾン	除草剤	0.2 mg/ℓ以下
43	ジクロベニル(DBN)	除草剤	0.03 mg/ℓ以下	101	ペンディメタリン	除草剤、植物成長調整剤	0.3 mg/ℓ以下
44	ジクロルボス(DDVP)	殺虫剤	0.008 mg/ℓ以下	102	ベンフラカルブ	殺虫剤、殺菌剤	0.02 mg/ℓ以下
45	ジクワット	除草剤	0.01 mg/ℓ以下	103	ベンフルラリン(ベスロジン)	除草剤	0.01 mg/ℓ以下
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004 mg/ℓ以下	104	ベンフレセート	除草剤	0.07 mg/ℓ以下
47	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤、殺菌剤	0.005 mg/ℓ以下	105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005 mg/ℓ以下
48	ジチオピル	除草剤	0.009 mg/ℓ以下	106	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7 mg/ℓ以下
49	シハロホップブチル	除草剤	0.006 mg/ℓ以下	107	メコプロップ(MCPP)	除草剤	0.05 mg/ℓ以下
50	シマジン(CAT)	除草剤	0.003 mg/ℓ以下	108	メソミル	殺虫剤	0.03 mg/ℓ以下
51	ジメタメリン	除草剤	0.02 mg/ℓ以下	109	メタラキシル	殺虫剤、殺菌剤	0.2 mg/ℓ以下
52	ジメトエート	殺虫剤	0.05 mg/ℓ以下	110	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004 mg/ℓ以下
53	シメトリン	除草剤	0.03 mg/ℓ以下	111	メミノストロビン	殺虫剤、殺菌剤	0.04 mg/ℓ以下
54	ダイアジン	殺虫剤、殺菌剤	0.003 mg/ℓ以下	112	メトリブジン	除草剤	0.03 mg/ℓ以下
55	ダイムロン	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	0.8 mg/ℓ以下	113	メフェナセート	除草剤	0.02 mg/ℓ以下
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	殺菌剤	0.01 mg/ℓ以下	114	メプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1 mg/ℓ以下
57	チアジニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1 mg/ℓ以下	115	モリネート	除草剤	0.005 mg/ℓ以下
58	チウラム	殺虫剤 殺菌剤	0.02 mg/ℓ以下				

令和8年度水質検査計画

発行者 武蔵野市水道部

武蔵野市吉祥寺北町四丁目 11 番 46 号

電 話 0422 - 52 - 0735

(工務課 浄水場係)